入札説明書についての質問回答 (第1回)

回答No	資料名		項目	質問	回答
	入札公告		3 (5) 開札の日時	15年度の予算の国会での成立が遅れると開札日も変更となるとの理解 でよいか。	お考えのとおりである。
2	入札公告	6		「手続きにおける交渉の有無無」とあるが、これは今回の入札公告における手続きのスケジュ-ルおよびその手順・順序などについては交渉の対象とならないとの理解でよいか。(添付資料における各契約書(案)の内容については、開札後契約締結までに、国及び事業者が協議のうえ追加修正がなされる余地があるとの理解でよいか。)	本件においては、特定の入札者と交渉して当該者のみ契約内容を変更することは予定していない。また、落札決定後においては、落札者の提案内容を反映させるために「事業契約書(案)」等の修正を行うことを予定しているが、その他については、協議による契約内容の変更は評価の基準等に関わらない軽微な内容に限られる。したがって、基本協定書(案)及び事業契約書(案)を含む本件入札説明書の内容に疑義がある場合は、本件入札説明書に対する質問として提出されたい。
3	入札説明書	4	本事業に係る業務に係る協力会社	「企業名および係る業務等を明らかにするものとする」とあるが、官庁内既存う運営会社の取り扱いに関しての指示はあるのか?既存会社に言及がない以上新運営会社を事業者側で選んでよいとの理解でよいか。	維持管理運営業務について、現在の既契約業者の取扱いに関しての指示はない。事業者において新たに選択できる。
4	入札説明書	14	16. 基本協定書	「落札者は、落札決定後7日以内に国を相手方として・・…基本協定を締結しなければならない。」とされていますが、1回の質疑に対するご回答にもよりますが、基本協定書(案)に関し、協議させていただく余地は全くないのでしょうか。	回答No.2に同じ。
	入札説明書		19. 手続きにおける交渉の有無	結、事業契約の締結にあたり本入札要項で提示されている協定書 (案)、契約書(案)についてその内容につき事業者とまったく交渉 しない、ということでしょうか。どこまでの交渉権が与えられるので しょうか	回答No.2に同じ。
6	入札説明書	14	20. 契約書作成の要否等	また、添付資料における契約書の内容については、開札後契約締結までに、国及び事業が協議のうえ、追加修正がなされる余地があるとの理解でよいか。	本条項は、本件が契約書の作成を要するか否かを明らかにしたものであり、事業者と締結する事業契約書(案)の作成は国が行い、事業者に交付するので、印紙貼付以外に事業者側に負担は生じない。なお、事業契約書(案)の内容についての協議・修正等については、回答No.2を参照。
7	入札説明書	15	条文の趣旨	契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無無	本件の対象としていない業務で、本件に直接関連する業務について、 本件の契約の相手方であることを理由として、当該業務を別途随意契 約することは予定していないという意味である。
	資料2			業務遂行能力を証明するためあらかじめ国と協議して定める書式で、 業務履歴、資格等を明らかにした書類を事前に国に提出するとある が、それはいつか。たとえば、福利厚生諸室の運営につき、資格のない会社が運営事業開始までに運営業務資格を取る前提で提案すること は可能か。	「入札説明書・同添付資料訂正表」(平成14年12月10日掲載分) を参照されたい。
	資料3			合)が協議する」とあるが、「第二審査時点までの協議が必要となるのか?」もしくは「落札後の協議となり、予定していた実施事業者に関する採用が否認されることもあると考えるのか?」	保育業務従事者とは現場で保育業務に携わる保育士等のことであり、 その選定に当たっての協議は、契約後保育室の運営業務開始までに行 う。また、事業期間中に保育業務従事者の変更を行う場合についても 同様の協議が必要となる。なお、保育業務従事者に必要な資格や履行 能力等の有無によっては、事業者の予定していた保育業務従事者の変 更を求める場合がある。
10	資料10 基本協定書 (案)	2	2第5条1	基本協定書締結後、国及び事業者は「資料1の事業契約(案)」にもと づき、締結にむけて事業契約の内容について交渉を行うものとの理解 でよいか。	回答No.2に同じ。

入札説明書についての質問回答 (第1回)

回答No	資料名	頁	項目	質問	回答
11	資料10 基本協定書 (案)	9	別紙4 業務委託・請負企業一覧	この内容は、概ね入札参加表明・第一次審査に関する提出書類(様式 4)の内容であるとの理解でよろしいでしょうか。	·
12	! -	-		今回リスク分担表の一覧表が提示されていませんが、今後も提示予定はなく、入札要項から事業者がリスク分担については読み込む、という理解でよろしいでしょうか	リスク分担表は今後も提示予定はない。